

令和2年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会議事録

1 会議の日時及び場所

日 時 令和2年10月22日（木曜日）午前11時から12時42分まで
場 所 千葉県文書館 6階 多目的ホール

2 出席者の氏名

(1) 審議会委員

北原理雄会長（議長）、志賀直温副会長、赤間正明委員、秋葉就一委員、石川幹子委員、市原淳委員、小坂泰久委員、櫻井清一委員、志賀和人委員、杉田文委員、鈴木衛委員、高橋秀典委員、寺部慎太郎委員、中沢裕隆委員、中村暁美委員、山崎文雄委員（計16名）

(2) 事務局職員

岡田総合企画部次長、金子政策企画課長
総合企画部政策企画課 戸崎副課長、鈴木地域政策班長、稲主査

3 会長・副会長の選出

互選により会長には北原委員、副会長には志賀直温委員がそれぞれ選出された。

4 会議に付した議題

- (1) 千葉県土地利用基本計画の変更について（諮問）
- (2) 県土利用のモニタリングに関する調査のスケジュール変更について（報告）

5 議事の概要

(1) 千葉県土地利用基本計画の変更について（諮問）

（議事説明）

議 長 事務局から説明をお願いする。

事 務 局 〔資料1「国土利用計画及び土地利用基本計画について」、資料2-1「千葉県土地利用基本計画の変更について（諮問）」及び資料2-2「千葉県土地利用基本計画図（変更案）」に基づき説明〕

議 長 それでは審議いただく。質問・意見のある方は発言をお願いする。

（森林地域の変更理由）

石川委員 資料1において森林地域の定義は、「森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」と書いてある。「森林の有する諸機能」は非常に重要であり、林業だけではなく、雨を密集して土壌を保全したり、国土保全の要となったりするものである。

これを踏まえて、資料2-2の変更理由を見ると、「太陽光発電施設の設置により、現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため」とあり、森林の有する全ての機能を一切捨ててしまうような理由書というのは、非常に不適切ではないかと思う。例えば、「太陽光発電施設の設置により、森林の有する諸機能の一部が減じたため」のように、森林の持つ重要な役割をゼロにせず可能性を残すような書き方にすべきだと思う。

もう一つは、ゴルフ場で開発するところはゴルフ場になったとしても森林地域の変更をしていないのに、太陽光発電施設の場合はどうして全部一律に森林地域を外さないといけないのかわかりかねるので伺いたい。

事務局 1点目の変更理由については、国から書き方の例示があり、それに準じたものとなっている。

しかしながら、森林は木材生産等の経済的機能に加え、水源のかん養、地球温暖化防止、生活環境の保全など様々な公益的機能を有していることは認識している。また、近年は水源林や防災林としての保全・整備、文化的な利用なども増えていることから、公益的機能の維持・増進を図るため、計画的な森林整備は重要であると考えている。このため、森林の転用においては、森林法に基づく許可対象とならない1ha以下の森林についても適正化を図るため、本県では3,000㎡以上を対象とする条例を制定しており、違法開発行為の未然防止のための巡視等実施しているところである。

森林の有する諸機能の重要性は認識しているが、変更理由の書き方については改めて国とも調整していきたいと考えている。

2点目の森林地域の外し方については、森林が伐採され現況森林ではなくなったところについて森林地域を縮小している。森林については、環境保全の観点からできる限り残置森林という形で森林を残す制度となっている。

参考2-2に添付の土地利用基本計画図では、都市地域等は面での規制になるため、ある程度一団の形となるが、森林については残置森林等によりできる限り保全を図る制度となっているため、虫食い状の形となっている。

石川委員 森林地域を外していくことは虫食いをますます加速させることになるので私は質問した。森林を守っていく、森林は守らなければいけないと思う。千葉県の人口は減少し、維持していくのは難しいときに、虫食いを加速するような政策なり計画を私どもが後押しすることになっている。

千葉県の森林は山岳地帯の森林とは異なり、生活に根ざした里山の森林なので、簡単に虫食い状になってしまうが、それを県土の利用でどうしていくのか知恵を絞るのが私たちの役目である。

1点目は、書き方を国がこう言ったから千葉県も右に倣えという必要はないと思う。やはり山岳地帯の森林とは異なり、人の生活とともにあった森林なので、もう少し丁寧な書き方をしてもらいたい。

(土地利用基本計画図の表示)

石川委員 千葉県では谷津田が大事である。例えば資料2-2の12ページの谷津田は森林ではなく伐採しなかったところであるが、変更により農業地域が外れて都市地域になってしまっているのでは、おかしいと思う。この谷津田には森林がなかったはずで、ここは農業地域で谷津田は残すべきであり、千葉県の県土政策の中で谷津田が持っている重要性をしっかりと認識してもらいたい。

事務局 御意見を頂いた12ページ木更津森林地域の縮小については、農業地域は縮小しておらず、農業地域の規制は引き続き行うこととなっており、今後とも谷津田の重要性を十分認識していきたい。

議長 12ページの図で農業地域の部分に掛かっているように見える黄色表示は、実は掛かっていないということか。

事務局 今回は森林地域の縮小のみで、農業地域が縮小されるものではない。

議長 そうすると図の描き方が誤解を招くようなことになっているということなのか。

事務局 御指摘を踏まえて、丁寧な説明に努めていきたいと思う。

石川委員 この図面ではわからないと思う。3地域が重複しているのであれば、それぞれの地域がわかるような表示をしてもらいたい。谷津田が重要であると認識しているのであれば、しっかり残してわかりやすくしてもらいたい。

議長 誤解を招かない、わかりやすい図面にしてもらいたいと思う。

(メガソーラーに対する条例整備等取組状況)

中村委員 昨年の台風で市原市のメガソーラーが大規模な火災となったことは記憶に新しいと思う。県内でもメガソーラーがかなり設置されているが、その法整備はかなり遅れている。各市町村において法で足りない部分を条例で整備していると思うが、今後のモニタリングの中で、メガソーラーに関する条例の整備状況や、県としての取組などを明らかにしてもらいたい。

事務局 大規模な太陽光発電事業の実施に伴って、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息生育環境の悪化などの問題が生じている例があることから、国では本年4月1日から、環境影響評価法の対象事業に追加しているところである。

これを踏まえて、県においても環境影響評価条例の対象に追加する方向で現在検討している。

(前回審議会における森林地域の減少面積)

秋葉委員 前回平成30年度第2回(平成31年2月6日開催)の議事録によると、森林の減少量が非常に大きく驚いたとの発言や、太陽光発電施設についてはゴルフ場開発の2つ分の森林が伐採されてしまうことになるといった発言があるが、前回の森林面積の減少は何haで、ゴルフ場と太陽光発電施設はそれぞれ何haになるのか教えてもらいたい。

事務局 前回の森林面積の減少は352haで、うちゴルフ場による減少は108ha、太陽光発電施設による減少は67haである。(後日回答)

(一元化した法体系や条例の要望)

志賀副会長 太陽光発電施設の問題が大きなテーマとなっているが、3年前に全国市長会で、土地利用行政のあり方について全国の市の代表意見を集約した形で国へ提言した。都市部で農業エリアが重複している場合、それぞれが別の法体系で所掌されているため、いろいろな齟齬が出てきていることから、国に対して、まず一元化した法体系を作ってほしいとお願いした。法体系の一元化に向けて、県としても是非国へお願いしてもらいたい。

このような問題により、開発面と保全面の両面を調整する各市町村が大変苦勞してしまっており、県も同様な状況だと思う。このため、県として国へお願いすると同時に、もう1つは、法を補足する形で千葉県に合った条例を早く作っていくべきで、その基準の中で判断していくことしかないと思う。

事務局 複数の法体系で規制されている部分について総合的な見地から調整を図るため、この審議会で意見を伺い、国土利用計画及び土地利用基本計画をしっかりと運用していきたい。また、国への要望や県の条例については審議会で意見があった旨を共有する。

議長 それでは、知事から諮問を受けた「土地利用基本計画の変更」について、お諮りする。

原案どおり承認するということで、知事に答申してよろしいか。

各委員 (異議なし)

議長 では、原案どおり承認するということで、知事へ答申することとする。

議長 委員の皆様から大変貴重な意見を頂いた。千葉県が持っている貴重な森林や谷津田等の自然環境をこれからどう保全していくのかということをもう一度考え直す時期に来ている。特にメガソーラーは再生可能エネルギーとしてこれから大きな可能性を持っているわけであるが、その設置がもたらす環境面のマイナスの影響も大変大きいので、それに対して県として今後独自に条例を検討するなど十分対応してほしいという意見が出ていることをしっかりと受け止めてもらいたい。

事務局 貴重な御意見を多々頂いた。現実的には個別規制法の許可になってしまうが、会長や多くの委員から御発言いただいたように、新たにメガソーラーに代表されるような問題等が出てきている。御意見を関係課と共有しながら、更にどういったことを行っていけるのか、行っていったらよいのか等を庁内で更に議論を深めて、対応を検討していきたい。

(2) 県土利用のモニタリングに関する調査のスケジュール変更について (報告) (議事説明)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 〔資料3-1「県土利用のモニタリングに関する調査のスケジュール変更について」及び資料3-2「県土利用のモニタリングに関する調査要領(変更後)」に基づき説明〕

議長 それでは質問・意見のある方は発言をお願いします。

(モニタリング調査の中での目標達成状況に応じた施策の見直し)

志賀(和)委員 このモニタリングの趣旨では、施策の改善・見直しを行いながら、計画の適切な推進を図るということになっている。そうした場合、次期計画に反映するのでは時期的に遅いと思うが、どう考えているか。

事務局 モニタリング調査では目標年次の令和7年に事後評価を行い、次期計画へフィードバックを行うこととしているが、この2年ごとのモニタリングの状況についても令和7年まで全くフィードバックしないということではなく、関係部局とも情報共有しながら随時のフィードバックを図っていきたい。

志賀(和)委員 森林に関しては台風災害や森林環境譲与税の交付が始まったことなど、これまでと違うような県市町村段階での独自の取組をいろいろ考えていると思うので、森林課だけではなく、横断的な検討をしてもらえればと思う。これだけ雨が深い地域で森林率が30%以下というのは世界的に見てもあまりないので、よろしくお願ひしたいと思う。

(森林面積の目標値と開発許可面積の関係)

石川委員 モニタリング指標総括表の指標60番「森林法に基づく開発許可事業実施中案件件数、面積」の数字と第5次計画の数字(資料1P2規模の目標)の関連はどのようにになっているのか、見方を教えてほしい。

事務局 指標60番は森林法に基づき開発行為が許可されたもののうち、事業が完了していない件数や面積である。一方、第5次計画に記載している森林面積は、今現在千葉県にある森林の現況面積である。

石川委員 第5次計画の規模の目標では、森林は令和7年度までに3,900ha減ることが目標とされている。指標60番の数字というのは2004年(平成16年)が3,964haで、基準年の2015年

(平成27年)が2,793haとなり、1,000ha減っていることとの関係がわからない。今回は規模の目標を3,900ha減らすとなると、指標数値の実績は2004年(平成16年)から2015年(平成27年)で1,000ha減っているので、4倍くらい大きな減少の目標を定めているということになるのか。

議長 モニタリング指標総括表の第4次計画基準年2004年(平成16年)と第5次計画基準年2015年(平成27年)の数値が何を意味するのか、あるいは目標値なのかとの御質問で、この数字は目標値ではない気がするが、事務局、わかりやすく説明をお願いします。

事務局 指標60番については、森林法に基づき開発許可したもののうち、事業完了していない件数と面積をモニタリング指標としているもので、このうち第4次計画の基準年である2004年(平成16年)における件数と面積がそれぞれ197件と3,964ha、第5次計画の基準年である2015年(平成27年)における件数と面積がそれぞれ242件と2,793haとなり、いずれも実績値を記載したものとなる。表一番右側の列は目標となるが、記載のバー(「—」)はこの指標に関して目標設定しないという意味である。

石川委員 第5次計画では目標数値を3,900ha減少と書いてあり、これは平成27年から令和7年で減るという目標であるが、そうすると2004年(平成16年)で既に3,964haとどんどん減っているということか。

事務局 3,964haは開発許可されたもののうち、前計画の基準年である2004年(平成16年)時点において、事業完了していない面積である。

議長 例えば、2004年(平成16年)の197件、3,964haというのは、この年一年のものなのか、そうではなくてもう少し幅があるものなのか。

事務局 森林課から回答する。単年度当たりの林地開発許可の面積は、令和元年度で358ha、その前年度は136haということで、100haから数百haといったオーダーで林地開発許可が取られている。

事務局 指標60番は単年度の開発許可面積ではない。指標60番は過去に開発許可されたものの、その時点で事業が完了していない面積であり、ある程度幅がある面積となる。

単年度の開発許可面積は、指標61番になる。2004年(平成16年)だと54ha、2015年(平成27年)だと241haということで、100haから200haのオーダーの面積が、単年度の開発許可面積である。

志賀副会長 資料の作り方でお願いしたい。2004年というのは平成16年で第4次計画のときの指標であり、2015年というのは平成27年で

第5次計画の指標なので、平成と西暦を同期してもらいとわかりやすいと思う。

事務局 平成と西暦が混同して、誤解を招きやすいですので、わかりやすくなるよう工夫する。

事務局 モニタリング指標については、目標は総括表を見ていただければと思うが、前年に比べて上がっているか下がっているかという状況変化を見るものである。

それぞれの現況に対する国土利用計画・土地利用計画における数値目標というのは、冒頭御説明させていただいた資料1の2ページになる。県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、実態の農用地、森林、原野などであり、それぞれの現況の県内の面積になっている。こちらの令和7年の数値がトータルとして減っているものはここまでで押さえようというものになっている。

その上で、2年に1回モニタリングを行っていく中で、開発許可の動きはどうかと逐次見ていくものが先ほどの総括表である。

石川委員 そうであると思って見ていたが、私の疑問は資料1の第5次計画の目標で森林が3,900ha減少というのが目標であるわけで、モニタリング総括表で平成27年(2015年)が2,793haとすると、第5次計画の目標の方が1,000haくらい目標が高いわけである。これは相当大きく、なぜそうなのかという疑問が当然出てくると思うので伺った。

事務局 非常に見にくい表となっており、次回以降工夫をしたいと思う。

指標60番であるが、2004年(平成16年)の3,964haという数値は、前回の第4次計画のときのものである。これを作ったときに基準とした年が2004年(平成16年)であり、その時点における森林法に基づく開発許可を受けて事業を実施中、まだ継続しているものの積み上げが197件、3,964haあったということである。今回第5次計画における基準年が2015年(平成27年)であり、この時点における事業が実施中、継続しているものが242件、2,793haあるという表である。

議長 これからの千葉県の進む方向を考えると、都市的な地域での質的な充実というのは大変重要であるが、やはり農業地や森林地といった自然環境をどのように保全し、生活あるいは産業、観光業といったものに活かしていくのか、年々大きな意味を持ってくると思う。そういう意味では、このような数値を適宜しっかり把握して、その時点、その時点での動向を踏まえながら、このような場で担当の皆さんからの確に多くの人にわかりやすいように説明してもらえるとありがたいと思うのでよろしく願います。

鈴木委員 もう少し質問者の趣旨を理解して、わかりやすくしっかりと的確に回答してもらいたいと思う。また、資料作りについて、我々が見ても理解できるような形で、今後是非ともお願いしたいと思う。

杉田委員 資料1の2ページの表の一番右側(増減量)は、目標と書いてあるが、この数値以下にする、あるいはこの数値以上にするという意味でよろしいか。

それから、モニタリング指標総括表で、第4次計画のときになかった指標も入っているように見える。第4次計画のときにあったが、第5次計画のときになくなった指標もあるのか。

事務局 資料1の2ページの規模の目標については、農用地で5,400ha減少、森林で3,900ha減少となっているが、この減少を抑えるという目標になっている。

第4次計画から第5次計画へ取り込まれなかった指標があるかの御質問については、実態として、第4次計画のときに指標としていて、第5次計画のときに指標としていないものがある。理由としては、指標としたものの変化がなかったもの、統計がなくなったものなどについては第5次計画の指標からは外している。

山崎委員 先ほど土地利用基本計画では重複を許していたが、資料1の2ページ目の表は現在の土地利用の表なのか。表現を変えないとわかりにくく、混乱を招くと思う。

事務局 確かに国土利用計画上の農地などの概念と、土地利用基本計画での地域の概念が混在していると思っている。国土利用計画では現況に対する面積となっており、一方、土地利用基本計画は規制をかけるエリアとして指定するというものである。この中には、農業地域でも現況として宅地になっているものも混在しており、土地利用基本計画におけるエリアは重複してしまっている。そういった中で、どうしても規制に対してはそもそも個別規制法の中でエリア設定して網を被せることになっているので、確かにわかりづらい部分ではあるが、表現としてはこのようにならざるを得ないということで、冒頭からその点も含めて説明すれば良かったのだと思うが、以後気を付ける。

山崎委員 そうすると、令和7年で宅地が増えるというのは目標か。そういうトレンドがあるので後追いで認めているということではないのか。森林が減るというのは目標ではなくて、今までの傾向をそのまま延長すると、もっと減るが、それを抑えようとしている意味であれば、差分が目標なのではという気がする。

事務局 令和7年の数値と増減量を目標としている。令和7年にこの面積とし、平成27年との差分である増減量を目標とし、森林であれば増減量の

3, 900haを抑えるということを目標としている。

議 長 数値の中でも現況のものと目標のものが混在しているので、余計わかりにくくなっていることがあるが、こういう表を作るときはその点も注記をしておいた方がわかりやすいと思う。

事務局 会長御指摘のとおり、また本日頂いた様々な御意見を踏まえて、今後資料の作り方については工夫していく。

本日頂いた御意見や説明資料等々については、私どもでしっかり検証し、修正して次回に臨むとともに、御意見については関係部局にしっかりと伝え、どのような形で今後考えていくのか、整理・検討を進めていきたい。

議 長 これをもって審議終了になるが、今日は委員の皆様から大変貴重な非常に重い意見をたくさんいただいた。土地利用基本計画は、県土の総合的な計画なので、いろいろな分野の調整をもとに組み立てなければならないという難しさがあり、わかりにくくなってしまう面があるが、ここにお集まりの専門家の委員の皆様だけでなく、県民全員にわかりやすく伝わるように、千葉県はこうありたい、あるいはこうなりたいと思っている、それが計画だと思うので、それがきちんと伝わるような形で表現し、説明するように是非お願いしたいと思う。

以上